



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 尾 崎 敬 則
幹 事 村 上 泰 啓 会 報 委 員 長 小 原 一 眞

Rotary  Rotary Serving Humanity
人類に奉仕するロータリー

2016-2017年度国際ロータリー会長 ジョン・ジャーム

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2313

2017-3-3

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
http://www.osaka-johnan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

本 日 の 例 会) 3月3日(第1例会)

- 表彰・ホームクラブ連続皆出席
山口(730) 藤野(170) 岩永(30)
畑田(80) 各会員
- お祝・誕生日
今井 三木 各会員
- ・結婚記念日
岩永 光信 三宅 中谷(徹) 尾崎
各会員
- ・入会記念日
永井 中谷(徹) 岡部(泰) 岡本
各会員
- ・会社創立記念日
三宅 岡部(倫) 各会員
- 卓話「国際ロータリーの変質に
クラブは如何に対応すべきか」
ロータリー定款の改正に当クラブは如
何に対応すべきかを述べる。
光信昌明研修リーダー
- 理事会 11:30 ~ 12:10
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- クラブフォーラム(研修リーダー)
例会終了後~ 15:00
シェラトン都ホテル大阪 3階 志摩の間

次 週 の お 知 ら せ) 3月7日(第2例会)

- 例会日時・場所変更
IM8組合同例会 18:00 ~ 20:00
ホテルニューオータニ大阪 2階 鳳凰の間

次 々 週 の お 知 ら せ) 3月17日(第3例会)

- 卓話「音楽教育の現状と未来」
室谷芳彦会員

先 週 の 記 録) 2月24日(第4例会)

- 出席報告
出席会員 43名 (内免除会員 11名)
会員総数 50名 (同上 17名)
ゲスト 1名

ヴィジター 0名

計 44名

ホームクラブ出席率 97.72%

2月10日(第2例会) 補正出席率 97.72% (MU 1名)

●ゲスト&ヴィジター(敬称略)

張 淵 (米山奨学生)
チョウ エン

◆ 会 長 の 時 間 ◆

今日は、15周年記念式典・祝賀会の後、私たちのクラブが成し遂げた、アディショナルクラブのことはお話しします。1984年の4、5月頃、地区ガバナーから東成、生野区に新クラブを設置するよう要請があり、当クラブがスポンサークラブとなるアディショナルクラブ設置の可能性の有無についての調査特別委員会(藤沢委員長)が同年9月に発足しました。そして、その活動の成果として、1985年7月、設立のための拡大委員会(井上敏寿委員長)が設置されるに至り、皆様のおかげで、ついに同年11月26日、百楽本店において、チャーターメンバー33名の大阪東南RCの創立総会が開催されたのです。当日は、中西RI第266地区ガバナー、中村同直前ガバナー、中村拡大カウンセラー、大阪東、東大阪、東大阪中(現在の東大阪中央)RCの会長、幹事そして我がクラブからも井上特別代表、松井会長、井谷幹事ほか大勢の参加がありました。そして、大阪東南RCのチャーターナイトが、1986年5月9日、当クラブの会員も大勢参加して、都ホテル大阪で開催され、乾大阪東南RC会長を先頭に同クラブも更なる歩みを始めたのです。ちなみに、私たちのクラブのチャーターナイトは、同時期に創立された阪南、西北、西南RCと当クラブの4クラブが合同で1969年11月22日、新大阪ホテルというところで行いました。

こうして、私たちのクラブは、海外姉妹クラブ1、子クラブ1のクラブとして、20周年に向けて歩いていったのです。

◆ 幹 事 報 告 ◆

IR日本事務局より、3月のロータリーレートは1ドル=116円との連絡がきております。

◆ 委 員 会 報 告 ◆

・ご寄付について

R財団・米山奨学委員長 南賀勝之
先週に続きまして今週もご寄付いただきました

3月は水と衛生月間です!!

〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

ので皆様にご紹介します。米山奨学生のカウンセラーをしております武田善博会員より米山奨学会にご寄付いただきました。ありがとうございました。

・地区大会参加の件

国際奉仕副委員長 武田善博

国際ロータリー3450地区、地区大会参加の香港旅行の出欠の案内を本日皆さまにポストさせていただきます。

3月10日迄にご回答よろしく申し上げます。

・第2回ゴルフコンペのお知らせ

ゴルフ部マネージャー 山本智重

3月18日(土)第2回ゴルフコンペの組合せ表をポストさせていただきます。会費は10,000円です。3月3日(金)の例会にて集金させていただきます。コンペ当日の集合時間は9:30となっております。ラウンド終了後は、クラブハウスにて懇親会をいたします。

また、第3回ゴルフコンペが5月11日(木)に鳴尾ゴルフ倶楽部にて開催されます。ご参加いただける方は、日程の調整をお願いいたします。

卓話

2月24日 <第4例会>

「民事信託と生命保険」



山本智重会員
信託と言えば「信託銀行」「投資信託」のイメージが強いですが、平成19年の信託法改正と新しい信託税制により、相続・事業承継において信託の効果的な活用が可能となりました。

信託銀行や信託会社などが反復継続して業として取り扱っている商事信託と違い、民事信託は、受託者が特定の人のために1回限り引き受けるもので、信託法の規制を受けますが、多くの場合、信託業法の規制を受けることはなく、免許・登録等の手続きも不要のため非常に活用しやすくなりました。

様々な機能を持っている信託ですが、本日は事業承継にテーマを絞ってお伝えさせていただきます。

例えば、親族内に後継者がいるが財産の大半が自社株の社長は、後継者に集中すべき株式が非後継者の家族にも分散するリスクが高いといえます。

また、自社株式には「議決権」と「財産権」とが同居していることから、事業承継対策上、非後継者の遺留分対策と後継者への株式の集中を同時に対応することが困難なものとなっています。

この点信託を活用すると、自社株を議決権と財産権(受益権)に分けることができ、受益権を持つ家族の中でも、議決権の行使を株主である受託者に指図する権利(議決権行使の指図権)を持つ受益者と、その権利を持たない受益者と区別することが可能となります。

また、この議決権行使の指図権は、独立した取引の対象となる財産にはあたらないため、「遺留分算定基礎財産」に算入されません。このことから、

「信託」を活用し、議決権行使の指図権を後継者に集中することができ、経営権は安定し事業承継を円滑に進めることが可能となりました。

信託が便利といっても、やはり、最終的には受益権を換金できるようにする「出口戦略」が求められます。非上場会社で実行する場合において、事業を承継しない相続人に受益権を取得させた場合でも、信託を解除して株式を交付し、会社が自己株式として買い取れる対策が必要となります。このため財源(現金)と分配可能額(利益)の確保を確実にする手段として、「法人契約の生命保険」は必要となります。

にこにこ箱

2月24日(第4例会)

- お茶の会、村上(武)さん、池宮さん、中谷(徹)さん、ありがとうございました。大変楽しかったです。来週のフォーラム、ロータリーを考える大切な機会です。できるだけ多くの皆様の参加をお願いします。

尾崎会員

- 義父33回忌、義母(98歳)忌明け法要、相済ませました。

佐伯会員

- 井上さん、先日はありがとうございました。大変勉強になりました。

武田会員

- 浅井先生、先日大変お世話になりました。とても美味でした。

岩永会員

- 村上(武)さん、お茶の会ではいろいろとありがとうございました。

浅井会員

- 先週土曜、お茶会お世話になりました。

南賀会員

- 村上(武)さん、お茶の会欠席すみませんでした。

三宅会員

- 趣味の会(お茶)のお菓子、ありがとうございました。

濱田会員

- 元屋敷先生、箕輪田さん、大変お世話になりました。

尾崎会長、村上幹事、池宮総支配人、中谷(徹)会員、有難うございました。

村上(武)会員

- 本日の卓話を担当させていただきます。おそらく緊張の余り、汗だくになると思いますが何卒よろしくお願い申し上げます。

山本(智)会員

2月にこにこ合計 129,000円

ハット合計 46,000円

(編集担当 山本(智)・岡部(倫))

会員増強にご協力を!!